公告 第38号
令和8年10月29日

公　　告

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長　村川 穣二

次のとおり一般競争入札を行います。

1　入札に付する事項

件　名	規　格	単　位	数量	履行期限	履行場所
自動化された施設器材による施工及び実証の業務委託	仕様書のとおり	ST	1	令和9年3月31日	仕様書のとおり

2　参加資格

(1)　令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA，B，C，等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(2)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(7)　暴力団関係業者でないこと。（工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者）

3　契約条項

(1)　役務請負契約条項
(2)　装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
(3)　談合等の不正行為に関する特約条項
(4)　暴力団排除に関する特約条項
(5)　契約条項を示す場所：　陸上自衛隊施設学校総務部会計課および同ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html）

4　説明会の日時及び場所：なし

5　入札実施日時及び場所：**令和8年11月17日(火)11時00分**　陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

6　保証金

(1)　入札保証金：免　除　　但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下、「落札金額」という。）」の100分の5に相当する金額を徴収する。

(2)　契約保証金：免　除　　但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

(3)　遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7　無効入札

(1)　本公告に示した資格のない者の入札
(2)　入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
(3)　入札に関する条件に違反した入札
(4)　入札金額が明瞭でない入札
(5)　FAX、電報、電話、電子メールの入札
(6)　入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

8　落札決定方法

(1)　総額により決定する。
(2)　落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
(3)　入札金額は**消費税抜き価格**とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
(4)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**10%（軽減税率対象品目については8%）**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の**110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）**に相当する金額を入札書に記載すること。

9　契約書の作成：落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

10　その他

(1)　委任状について：入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
(2)　資格審査結果通知：入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」（写）を提出する。
(3)　郵便入札について：郵便による入札は**令和8年11月16日（月）17時00分**までに下記宛先必着とする。
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア　日　時：令和8年11月24日（木）11時30分
イ　場　所：陸上自衛隊勝田駐屯地　本部庁舎1F　会計課入札室
(4)　暴力団排除誓約事項：入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。
(5)　最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼することがありあります
(6)　積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
(7)　積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない可能性があ
(8)　問い合わせ・連絡先：〒312-8509　茨城県ひたちなか市勝倉3433　陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274ー3211（内線274）　担当　鈴木
直通FAX：029-271-3130　　電子メール：fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp　　仕様書問い合わせ先029-274-3211（内線403）

調達要求番号：

陸上自衛隊施設学校仕様書			
物品番号	－	仕様書番号	
自動化された施設器材による施工及び実証の業務委託		施研第３２号	
		作成	令和　８年１０月１４日
		変更	令和　年　月　日
		作成部隊等名	陸上自衛隊施設学校研究部

1　総　則

1.1　適用範囲

この仕様書は、「自動化された施設器材による施工及び実証の業務委託」について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２による。

1.2.1 施設器材

主として施設科部隊で取り扱う器材のこと。施設科部隊や普通科部隊等で保有するベースマシンが建設機械の防衛装備品及び施設科部隊で保有する防衛装備品を指す。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b)　法令等

労働安全衛生法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）及び同関連規則

電波法（昭和 25 年法律第 13 1 号）及び同関連規則

知的財産基本法（平成 14 年法律第 12 2 サ）及び同楳 1 連規訓

総務省令特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）及び同関連規則

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第 4. 6 0 8 号(19. 4. 27)）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（ 通達）（防経装第 9 2 4 6 号(2 1. 7. 3 1)）

1.4　附属書

附属書Ａ　自動化された施設器材の機能・性能

附属書Ｂ　施工・実証項目

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

本役務は、対戦車壕の構築に関する最適な施工要領を検討するため、契約相手方は付属書Ａに示す自

動化された施設器材（以下、施工・実証機という。）を用いて施工・実証する。

なお、契約相手方は施工・実証の際、実証機の技術リスク、リスク解決策及び詳細な事業スケジュール等の分析・検討を併せて行う。

a) 施設器材の機能・性能は、**附属書Ａ**による。

b) 契約相手方は、防衛省及び自衛隊の任務並びに規則に関して十分な知識をもつものとする。

2.2 役務の内容

2.2.1 実施計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに官側と調整の上、実施体制、実施要領、情報保全体制を含んだ実施計画書を作成する。

2.2.2 施工・実証実施要領書の作成

契約相手方は、実施計画書の提出後、官側と調整の上、実証目的、実証場所、実証要領、細部実施要領及びその他必要な事項を含んだ施工・実証実施要領書を作成して官側と所要の調整を実施後、陸上自衛隊施設学校研究部に提出する。

2.2.3 施工・実証に必要な諸手続き

契約相手方は、実験実証局の開局、電波申請等、関係官庁、団体と調整して施工・実証に必要な諸手続きを行うものとする。

2.2.4 施工・実証

2.2.4.1 施工・実証準備

契約相手方は、実施要領書に基づき施工・実証機、操作用機材、計測器材、実証実施場所までの施工・実証機及び実証器材の運搬作業を実施するものとする。

2.2.4.2 施工・実証

a) 契約相手方は、施工・実証実施要領書に基づき、施工・実証機の操作などを行い、**附属書Ｂ**に示す施工・実証項目について必要なデータ取得及び分析・評価を行う。

b) 実施場所は、勝田小演習場、勝田駐屯地を基準とするが、詳細は官側と調整するものとする。

c) 施工・実証期間は、令和８年１２月～令和９年３月までの間で、必要に応じた期間とする。土曜及び日曜に輸送・準備・撤収などを実施することもできる。

d) 契約相手方は、施工・実証終了後、収集データを整理及び分析・評価して施工・実証報告書を作成し、官側との所要の調整を実施後、陸上自衛隊施設学校研究部に提出する。

2.2.4.3 その他

a) 本役務において、やむを得ない事由により作業日程等の変更が必要となった場合、速やかに官側と協議するものとする。

b) 契約相手方は、安全及び作業環境を適切に確保するものとする。

c) 本役務において生じた発生材は、官側と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

3 品質保証

3.1 施工・実証

施工・実証は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、施工・実証実施要領書による。

3.2 監督及び・検査

監督及び検査は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約担当官等が定める監督及び・検査要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表の通りとする。

表－提出書類

名称	部数	提出期限	提出先
作業従事者名簿 a) b)	1部	契約後、速やかに	陸上自衛隊施設学校研究部
実施計画書 a) b)	1部	契約後、官側と調整し、速やかに	
施工・実証実施要領書 a) b)	1部	契約後、官側と調整し、速やかに	
施工・実証報告書 a) b)	1部	終了後、官側と調整し、速やかに	

注a) 言語は日本語を標準とする。ただし、英文図書を引用する場合は、原文のままでもよい。

注b) 提出は電子媒体（DVD-R）とし、同時期に提出することとされている提出書類については、複数の提出書類を1つの電子媒体に格納して提出してもよい。ただし、電子データ形式は、Microsoft WORD2007以降、EXCEL2007以降、図面はPDFとする。

4.2 整備実施場所などへの立入り

整備実施場所などへの立入りは、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の6.2による。

4.3 官側の支援

契約相手方は、次に示す事項について、必要によって、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受ける。

a) 提出書類の作成に、官側が必要と認めた資料などの提示に関する事項

b) その他官側が必要と認めた事項

4.4 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.2による。

4.5 秘密保全

秘密保全は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の6.1によるほか、契約相手方は、本業務委託によって知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。

4.6 業務の実施組織

契約相手方は、本役務の実施にあたって次の組織を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

a) 本役務の履行に必要な情報を取り扱うほか、契約を履行するために必要となる、業務に従事する個人（以下、「作業実施者」という。）を十分に確保する。

b) a)項の作業実施者は、本役務の履行が可能な経験、業績等をもつ。

c) a)項の作業実施者は、b)項のほか、本役務の履行に必要又は有用となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等をもつ。

d) 本役務の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合は、知り得た情報を適切に管理する。

4.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

附属書B

施工・実証項目

B.1　適用範囲

この附属書は、実証機の実証において要求する施工・実証項目について規定する。

B.2　一般的要求事項

契約相手方は、実施計画書及び施工・実証実施要領書の作成にあたり、この附属書で規定された施工・実証項目を網羅する実証計画を立案し、実施計画書及び実証等施工・実証実施要領書に反映させ、官側との所要の調整を実施後、陸上自衛隊施設学校研究部に提出する。

B.3　施工・実証項目

施工・実証項目は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表Bによる。

表B－施工・実証項目

番号	性能実証項目	番号	確認項目
1	操作性	1－1	自動運転
		1－2	作業計画の入力
2	作業性	2－1	作業時間・掘開土量
		2－2	作業計画に基づく作業実施状況
		2－3	生成経路上の走行制御
		2－4	バケット位置制御
		2－5	機体姿勢制御
		2－6	出来高計測
		2－7	作業進捗に応じた動作
3	周辺環境認識性	3－1	掘削量と形状認識
		3－2	掘削形状の成否認識
4	拡張性	4－1	自動運転から遠隔操作への切り替え
		4－2	遠隔操作から自動運転への切り替え

附属書Ａ

自動化された施設器材の機能・性能

A.1　適用範囲

この附属書は、施工・実証機として使用する自動化された施設器材の機能及び性能を規定する。

A.2　一般的要求事項

本役務で使用する施工・実証機は、下記の施工・実証機要求事項を満足するものとして契約相手方の自由な設計に基づき準備した機体とし、必要に応じて改良するとともに、施工・実証機及びその付属品・構成品等の機能及び性能が良好で、かつ十分な安全性と耐久性をもつ。

A.3　施工・実証機要求事項

本役務で使用する実証機は、遠隔操作機能の拡張性を有する自動化・無人化されたバックホーで、表Ａに示す機能及び性能をもつ。

表Ａ－施工・実証機要求事項（同等品基準）

区分	番号	項目	機能及び性能
自動化	1	切土機能	普通土の土質地域に対して、計画されたルート上を切土により、幅４m、深さ１．９mの対戦車壕（トレンチ）を自動で施工できる。
	2	安全機能	・電波通信が切断すると自動的にバックホーのエンジンを停止できる。 ・自動運転中、外部から緊急停止できる。
耐環境性能	1	防水・防塵	防水・防塵等級ＩＰ４４で安定操作性をもつ。
	2	気　温	約－１０度から４０度で安定操作性をもつ。